Ⅰ 本助成事業について

1 目的

この助成事業は、経営基盤の強化に取り組む都内中小企業者や、積極的にPR展開を図る都内中小企業者に対し、販路拡大のために**展示会出展等**の経費の一部を助成することにより、都内中小企業者の更なる経営安定を図り、振興に寄与することを目的とします。

2 助成内容

都内中小企業者が、経営基盤強化や積極的なPR展開を図るにあたり、自社の製品・技術・商品・サービス(以下「自社商品」という。)又は自社が販売権*を有する取扱商品(以下「自社取扱商品」という。)の販路拡大*のために行う展示会への出展等に係る経費の一部を助成します。

- ※ 「販売権」については、契約書を確認することがある。
- ※ 既に市場投入されている事業の販路拡大が本事業の主旨であり、仮設事業や試作品等に係る PR や市場調査等は対象としていない。
- (1)助成対象期間:交付決定日から、1年1か月以内
- (2) 助成限度額:150万円(助成金の支払いは、助成事業を完了し、公社内での検査・決裁を経た後)
- (3) 助 成 率:助成対象と認められる経費の2/3以内(千円未満切捨て)
- (4) 助成対象経費:展示会出展費用等、販路拡大に要する経費の一部(販売促進費のみの申請は不可)

3 助成事業者(申請者)の要件

本助成事業の申請者(交付決定後は「助成事業者」という。)の要件は、以下の(1)~(7)の全てです。 この要件は、申請時から助成事業が完了し助成金が入金されるまで引き続き満たす必要があります。 ただし(4)を除く。

(1) 中小企業基本法が規定する中小企業者 *1 で、大企業 *2 が実質的に経営に参画 *3 していないもの

	資本金及び常時使用する従業員		
製造業、その他(ソフトウェア業等)	3億円以下 又は 300人以下		
卸売業	1億円以下 又は 100人以下		
小売業	5,000万円以下 又は 50人以下		
サービス業	5,000万円以下 又は 100人以下		

- ※1 業種名は日本標準産業分類に基づく。(《産業分類表》(p18) 参照)
- ※2 「大企業」とは、中小企業基本法で規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社と投資事業有限責任組合を除く。
- ※3 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。(注:株式会社と有限会社は発行済株式総数で、合同会社・合資会社・合名会社は出資総額で判断する)
 - ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
 - ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
 - ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は従業員が兼務している場合
 - ・上記の他、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合
- (2) 東京都内に登記があり、実質的に事業を行っており、<u>都税等の滞納がないこと</u>を下記の証明書提出 により確認できるもの

	都内所在の証明	事業税の証明	住民税の証明
法人	履歴事項全部証明書	法人事業税の納税証明書 *都税	法人都民税の納税証明書 *都税
個人事業者(課税)	個人事業の開業・廃業等届出書	個人事業税の納税証明書 *都税	住民税の納税証明書 又は 非課税証明書 *区市町村発行
個人事業者(事業税非課税)		元/担公外以二丁四妻 / 7 a 1 \ , 同以	
個人事業者(住民税非課税)		所得税納税証明書(その1)*国税	